

議事3) 令和4年度の連絡協議会の活動計画(案)

<第15回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会>

令和4年8月4日(木)

<目次>

1. 広報の目的等
2. 令和4年度の広報の取組み
3. 特に注力する取組み
4. 新たな取組み
5. 継続的な取組み

1. 広報の目的等

関東地域連絡協議会は平成27年度の設立当初より、取組みの一体感や継続性、浸透を図るため、統一キャッチコピー及びイメージを繰り返し用いて、各種広報活動を行っている。

連絡協議会が目指す広報

老朽化が進む道路をこれ以上傷めないよう、
悪質な重量超過車両の走行を抑止すること。

統一キャッチコピー(主)
(ポジティブ)



重量守り、道路を守ろう。

統一キャッチコピー(副)
(ネガティブ)



重量超過、道路劣化。

統一イメージ
(劇画風タイヤイラスト)



2. 令和4年度の広報の取組み

今年度の広報の取組について下表のとおり案を提示する。

対象者	NO	実施項目	実施内容	実施主体
荷主	①	荷主への啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 車両制限令違反等の実績やトラック・クレーン事業者からの意見を踏まえて、建設業界の荷主団体に対して、説明会等の実施、特殊車両通行ハンドブックによる啓発活動を実施する。 ✓ 昨年度のアンケート調査結果を踏まえ深堀調査を行う。 	事務局
	②	荷主メルマガ・機関紙等掲載	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 説明会等の実施が困難な場合、メルマガや機関紙等へ連絡協議会チラシを掲載頂き、幅広く荷主へ展開する。 	事務局
	③	工事発注部署への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自治体等の工事発注部署に対して、特車制度を周知するチラシ等の配布を依頼する。 	事務局
社会一般	④	ラジオCM	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 広報効果が確認されたラジオCMを複数局にて、放送本数を拡大して実施する。 	事務局
	⑤	広報イベント	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 連絡協議会委員等が実施する既存のイベントへ参画し、チラシ配布等を実施する。 	事務局
大型車ドライバー クレーンオペレータ	⑥	クレーンオペレータ等への啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ✓ クレーンオペレータの法定講習等を活用し、チラシ配布やアンケートを実施する。 	全ク協事務局
	⑦	運行管理者指導講習資料へのチラシ掲載	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 関東運輸局が作成・配布する「運行管理者指導講習資料」に連絡協議会チラシ等の掲載を頂く。 	関東運輸局
運送事業者 (協会非加盟社)	⑧	特車製造メーカーへの啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特殊車両の製造メーカーに特車制度を周知するチラシ等の配布を依頼する。(対象:千葉県エリア) 	事務局
	⑨	貨物運送適正化事業実施機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 貨物運送適正化に関する巡回指導時に、運送事業者に対して、特車制度を周知するチラシ等の配布を依頼する。 	関東運輸局 トラ協・事務局
運送事業者 (協会加盟社)	⑩	メルマガ・機関紙掲載	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 連絡協議会委員(関係企業団体)が発行するメルマガ・機関紙に連絡協議会の活動をPRする記事を掲載頂く。 	トラ協・全ク協事務局
	⑪	運送事業者への啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「特車確認制度」に関する利用実態調査結果から、特車確認制度の利用促進方策を検討し、特車制度に関する啓発活動等を実施する。 	トラ協事務局

2. 令和4年度の広報の取組み

今年度の広報の取組について下表のとおり案を提示する。

対象者	NO	実施項目	実施内容	実施主体
全体	⑫	特車総合ツイッター	✓ 継続的に情報発信を行う。	事務局
	⑬	連絡協議会ホームページ	✓ 掲載内容の充実化を図る。	事務局
	⑭	工事現場等でのポスター展開	✓ 工事安全対策協議会を通じて工事現場等での啓発ポスターの掲示依頼を行う。	事務局
	⑮	チラシ・ポスターの一斉掲示	✓ 大型車通行適正化推進月間や重点広報期間において、各委の所管場所において啓発チラシ・ポスターの掲示を行う。	全委員

【凡例】 特に注力する取組 新規の取組 継続的な取組

3. 特に注力する取組み

今年度、特に注力していく取組内容は以下のとおりである。

【荷主を重点啓発対象者とし、業界団体を通じて啓発を実施する】

①荷主への啓発活動

②荷主メルマガ・機関紙等掲載

【特車確認制度の利用促進を通じて啓発を実施する】

①①運送事業者への啓発活動

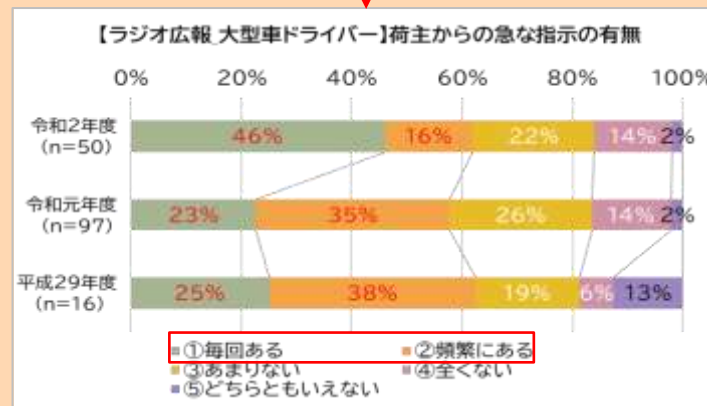
- ▶ 建設業界等の荷主団体に対して、昨年度に引き続き特車制度を周知する説明会開催に向けたアプローチを行う。
- ▶ 昨年度のアンケート調査結果を踏まえ、特車制度に関する荷主の理解度を深堀調査する。

過年度の荷主啓発活動状況(延べ件数)

年度	主な啓発先	啓発団体数
H27	(一社)日本経済団体連合会、 (一社)日本鉄鋼連盟	2
H28	(一社)日本機械工業連合会、 石油化学工業協会等	5
H29	(一社)日本機械工業連合会	1
H30	(一社)東京建設業協会、 (一社)日本鉄リサイクル工業会等	8
R1	(一社)日本建設機械レンタル協会神奈川支部	1
R2	建設産業専門団体関東地区連合会、 (一社)日本建設業連合会関東支部等	8
R3	(一社)埼玉県環境産業振興会 埼玉県解体業協会等	4
合計		29



相反する回答



特車制度に関する荷主の理解度を深堀調査

3. 特に注力する取組み

【①荷主への啓発活動】

【参考】今年度の啓発対象荷主の選定方法

各トラック協会、
全国クレーン建設業協会(各支部)へ
のヒアリング結果から選定

対象を拡大せず、引き続き「建設・
建築業界」と「産業廃棄物関連の荷
主」を対象とすべき。

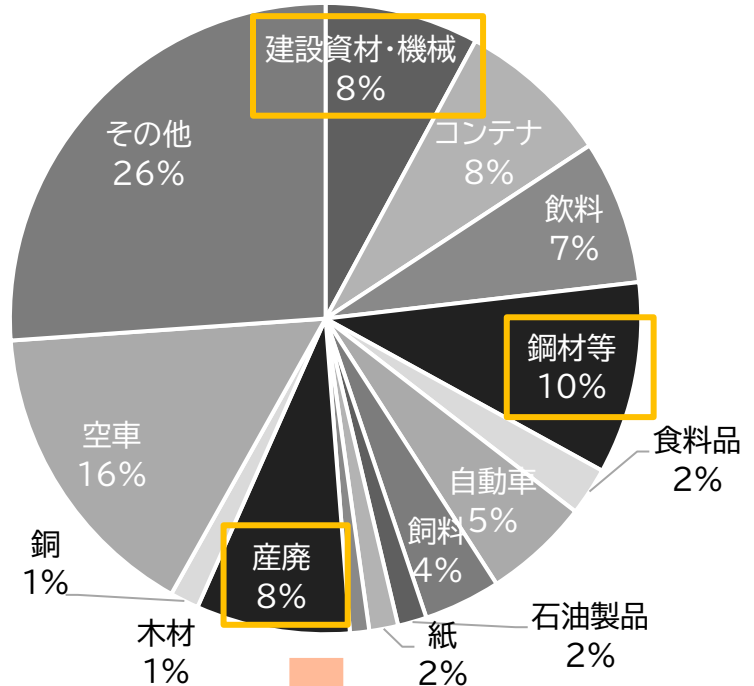
昨年度荷主(建設業連合会)に
実施したアンケート結果から選定

経路によっては最大積載量まで積
載できないことや荷主勧告制度等
の認知度が低めであったため、継
続的な周知が必要。

産業廃棄物

建設・建築業界の荷主団体に対して継続して啓発を実施

【R1】関東地整管内現地取締違反車両の積荷別台数割合



▶荷主業界団体が発行するメルマガや機関紙等を通じて啓発活動を実施。

【過年度の実施例】

一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会 Saitama Industrial Waste Management Association		広告掲載の御案内
協会について	協会の取組み	会員情報検索
2021年12月07日	協会	全国女性部会（仮）公式LINEアカウントができました
2021年12月07日	全産連	改正「石綿障害予防規則」ポスター・リーフレット
2021年12月03日	協会	変異原性が認められた化学物質の取扱い
2021年12月03日	協会	令和3年度 埼玉年末・年始の無災害運動の実施
2021年12月03日	協会	石綿事前調査結果報告システムの利用者テストの実施
2021年12月02日	全産連	【会員専用】全国産業資源循環協会青年部会第11回WEBカンファレンス開催
2021年12月01日	協会	【環境DXオンラインEXPO2021】
2021年12月01日	協会	建設産業廃棄物の委託処理をされるみなさまへ
2021年11月30日	協会	【第1報】電子帳簿保存法改正について
2021年11月29日	協会	荷を頼む側も、運ぶ側も、重量オーバーにはノーモ！



(出典)(一社)埼玉県環境産業振興協会様ホームページ

- ▶ 「特車確認制度」に関する利用実態調査結果から、特車確認制度の利用促進方策を検討し、特車制度に関する啓発活動等を実施する。

【特殊車両通行確認制度のWebサイト】

特車登録センター
HIDO 一般財団法人 道路新産業開発機構
Highway Industry Development Organization

ホーム | 初めて特殊車両通行手続きをする方へ | 【新制度】特殊車両通行確認制度 | 特殊車両通行確認制度 オンライン申請 | 走行前に確認してください | よくある質問と回答 (FAQ) | お問い合わせ先はこちら

早い・簡単・便利
新たな特殊車両通行制度がはじまりました

特車通行確認システムへのログイン

ログインする
ユーザ登録をされる方も
こちらからお進みください

システム利用規約
はじめにお読みください

【新制度】特殊車両通行確認制度

初めて新制度を利用される方はこちら

新制度とは

操作マニュアル

令和4年4月1日(金)
特殊車両通行確認制度の運用が開始されました。

- 運用開始日時
令和4年4月1日(金) 9時から
- 特殊車両の通行確認システムへの入り方
当ホームページの利用規約をご一読のうえ、右の「ログインする」からお入りください。
システムへアクセスする場合は、WEBブラウザはMicrosoft Edgeをお使いください。
- その他
詳細に関しては、国土交通省のホームページでご確認ください。

(出典)(一財)道路新産業開発機構様ホームページ

4. 新たな取組み

今年度、新たに企画する取組内容は以下のとおりである。

【新たな取組を通じて、対象者に更なるアプローチを実施】

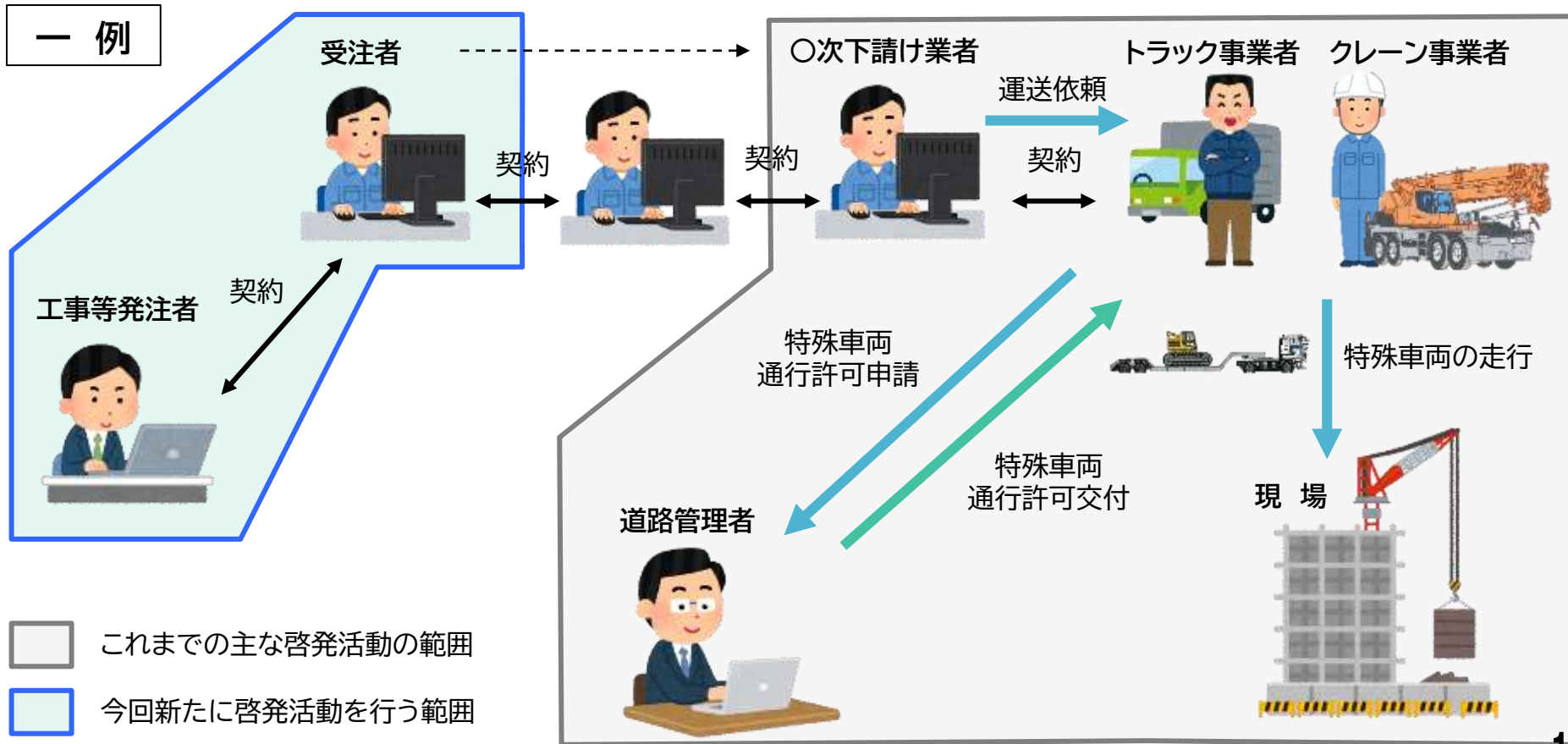
③工事発注部署への啓発

⑨貨物運送適正化事業実施機関との連携

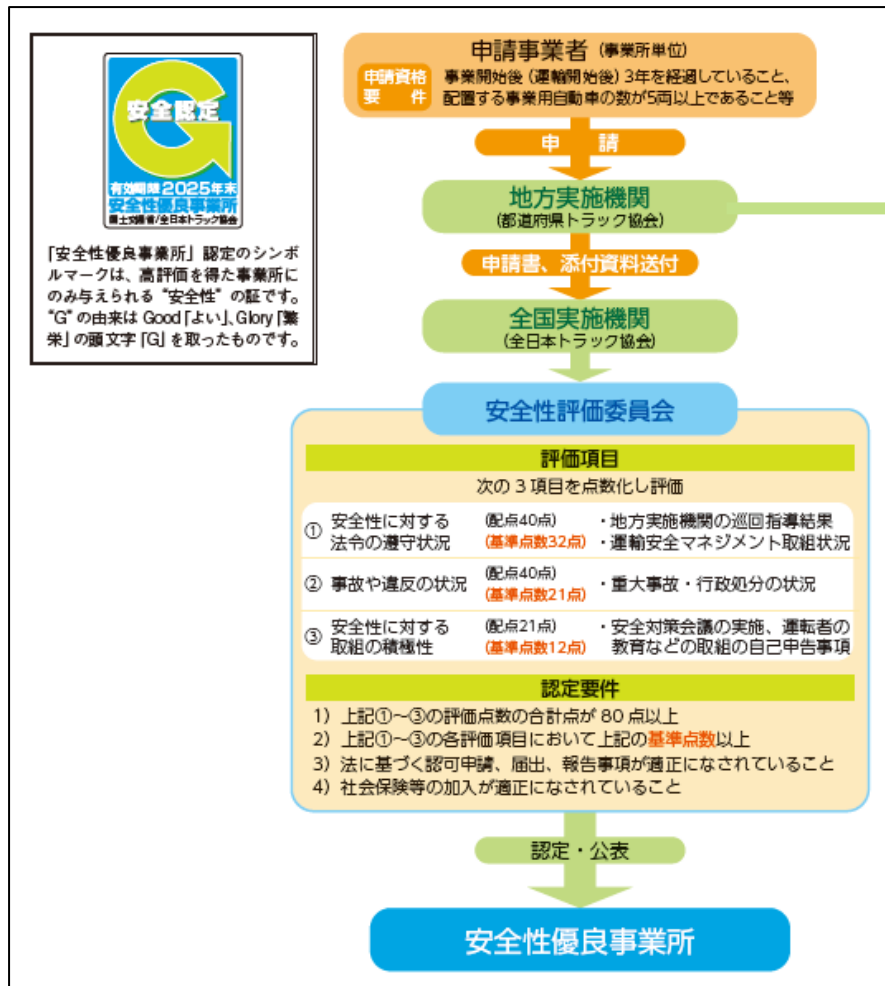
4. 新たな取組み

【③工事発注部署への啓発】

- ▶ 特殊車両の適正走行に向けて、自治体等の工事発注部署における工事受注者への指導状況等を確認し、法令遵守に資する好事例と連携し、特車制度を周知するチラシ等の配布を依頼する。



- ▶ 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関と連携し、巡回指導時に特車制度を周知するチラシ等の配布を依頼する。



トラック事業者



トラック協会への加盟／非加盟を問わず、「安全性に対する法令の遵守状況」評価(巡回指導)を実施

5. 継続的な取組み

継続的に今年度も実施する取組内容は以下のとおりである。

【複数媒体や異なる箇所で繰り返し実施することで啓発内容の浸透化を図る】

- ④ラジオCM(複数局展開)
- ⑤広報イベント
- ⑥クレーンオペレータ等への啓発活動
- ⑦運行管理者指導講習資料へのチラシ掲載
- ⑧特車製造メーカーへの啓発活動
- ⑩メルマガ・機関紙掲載
- ⑫特車総合ツイッター
- ⑬連絡協議会ホームページ
- ⑭工事現場等でのポスター展開
- ⑮チラシ・ポスターの一斉掲示

- ▶ 連絡協議会の活動エリアを聴取可能エリアとしてカバーする放送局(NACK5、FMヨコハマ)でラジオCMを放送する。

【今年度の実施予定】

10月の「大型車通行適正化推進月間」において、40秒のラジオCMを複数局(NACK5、FMヨコハマ)から放送する。

【令和4年10月】

日	月	火	水	木	金	土
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	1	2	3	4	5

【CM放送日程】

10月28日(金)、29日(土)、30日(日)を予定

【推定聴取人口】

約300万人(※2局から21本放送した場合)

【参考:昨年度のCM内容】

SE	♪(PAの雑音(店内風))
(A男性アナ)	積み荷が重いから、今日はいつもより運転に気を付けないといけない。 最大積載量ぎりぎりまで積むよう、荷主が厳しいんだ。
(B男性アナ)	あのクルマの最大積載量では渡っちゃいけない橋もあるよ。
(A男性アナ)	えーッ！ほんと。
アナ(男)	ほんとーです。 特殊車両が通行を許可される重量は道路への影響を考慮した重さ。 最大積載量より軽い場合もあります。 重量オーバーした車は、道路や橋を傷める大きな原因。 その重さが基準の2倍以上だと、即刻レッドカード。 荷主が関与すると荷主の責任も追究されます。
BGM	♪
Na男性	重量守り、道路を守ろう。 「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」からのお知らせでした。

- ▶ 連絡協議会委員主催のイベント参画して、啓発パネル及び特殊車両図鑑等による広報活動を実施する。
- ▶ 啓発パネルの閲覧者等に対して、Webアンケート調査を実施する。

【今年度の実施予定】

「交通安全・環境フェア」

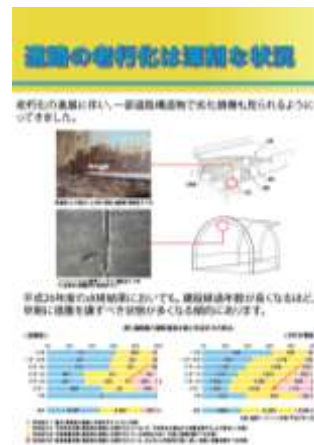
今年11月20日(日)に開催予定の(一社)埼玉県トラック協会主催「交通安全・環境フェア」(会場:埼玉スタジアム2002)に連絡協議会ブース(テント)を設け、参画予定。

- ✓ 啓発パネルの掲示
- ✓ 特殊車両図鑑の配布



令和元年の実施状況

■啓発パネル



■特殊車両図鑑の作成



- ▶ クレーンオペレータの法定講習時等において、今年度も継続的に特車制度の認知状況を把握するアンケートを実施する。

【平成30年度の実施状況】

(1年目)

重量部会、海上コンテナ部会の大型車ドライバーに対し、アンケートを実施（対象：特車ドライバー）

安全運転講習会において、アンケートを実施（対象：クレーンオペレータ）

【令和元年度の実施状況】

(2年目)

タンクトラック、セメント部会の大型車ドライバーに対し、アンケートを実施（対象：特車ドライバー）

安全運転講習会において、アンケートを実施（対象：クレーンオペレータ）

【令和2年度の実施状況】

(3年目)

安全運転講習会において、アンケート調査を実施（対象：クレーンオペレータ）

【令和3年度の実施状況】

(4年目)

安全運転講習会において、アンケート調査を実施（対象：クレーンオペレータ）

【令和4年度の実施予定】

(5年目)

安全運転講習会において、アンケート調査を実施（対象：クレーンオペレータ）

※クレーンオペレータが5年に一度受講する講習会のため、毎年受講者(アンケート回答者)は異なる。

5. 継続的な取組み

【⑦運行管理者指導講習資料へのチラシ掲載】

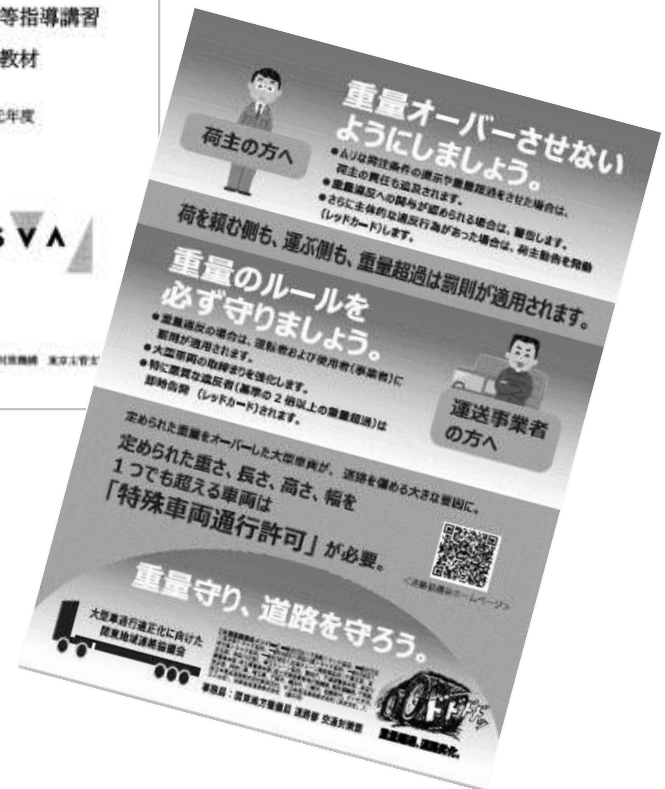
- ▶ 運行管理者指導講習資料等に連絡協議会のチラシを挿入(または添付)し、運行管理者へ特車制度の周知を行う。



整備管理者研修資料
＜2021年度下期～＞



運行管理者等指導講習地方教材資料
＜2019年度下期～＞



- ▶ 特殊車両を製造するメーカーに対して、販売した特殊車両の納車時にメーカー立ち合いのもと購入者へ通行条件の遵守に関する確認書を取り交わしていることを確認したため、併せて連絡協議会チラシの配布を依頼した。（神奈川県内クレーンメーカー）
- ▶ 今年度はエリアを拡大して、購入者への啓発チラシの配布依頼を行う。

【配布イメージ】



メーカーから直接
納車先へチラシを配布



基準を超える大きさや重さの大型車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

● 一般的制限値
道路は一定の構造基準によって造られています。このため、道路では通常の構造を守り、交通の妨げを防止するため、通行する車両の大きさや重さの最高制限を定めています。この最高制限のことを「一般制限値」といいます。

● 特殊車両通行許可申請
大きさや重さの制限（一般制限値）を超えた大型車両を通行させる場合は、道路構造の健全な円滑な維持のため、通行する車両の構造基準等に申請を行い、許可を得なければ通行させることはできません。（道路法第47条）なお、車両の通行経路や積物を確認した段階の課金によって、許可までに長時間を要する場合がありますので、余裕を持って申請します。

● 通行条件
道路管理者による審査の結果、通行することがやむを得ないと認められた場合は、下記のよう通行にあたって必要な条件を付して許可されます。
※実際に通行する際は、この通行条件を遵守して通行することとなります。

A条件 通行時間 通行時間帯を定め、通行を制限する。	B条件 通行速度 通行速度を制限する。	C条件 通行経路 通行経路を制限する。	D条件 通行方法 通行方法を制限する。
---	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

▶ 各トラック協会及び全国クレーン建設業協会各支部が発行するメルマガや機関紙等により会員事業者へ「大型車通行適正化推進月間」を周知する。

【昨年度の掲載例】



(一社)全国クレーン建設業協会 神奈川支部様においては、クレーン車両事故及び申請者への監督処分について独自編集し、全組合員に配布

【今年度の実施予定①】

機関紙「トラック時報」等に連絡協議会による啓発活動や広報活動の取組みについて記事を掲載予定。(調整中)

- (一社)東京都トラック協会
- (一社)千葉県トラック協会
- (一社)神奈川県トラック協会
- (一社)埼玉県トラック協会



(出典)東京都トラック時報
(一社)東京都トラック協会HPより抜粋

【今年度の実施予定②】

協会加盟企業へのチラシ配布を予定(調整中)

- (一社)全国クレーン建設業協会東京支部
- (一社)全国クレーン建設業協会神奈川支部
- (一社)全国クレーン建設業協会千葉支部

ツイッターとHPの活用

- 委員の皆さまから、利用者が興味を引くような特殊車両の写真等の素材の提供を頂きながら、ツイッターによる発信情報の充実化に努める。
- 連絡協議会HPは、特殊車両通行許可制度に関する新たな施策等の情報が網羅された利用しやすいHPとして認知されるよう、内容の充実化を図る。



【特車総合ツイッター】

URL:https://twitter.com/tokusya_kanto



【連絡協議会ホームページ】

URL:<http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000015.html>

- ▶ 各国道事務所の工事安全対策協議会を通じて、各工事現場等において啓発ポスターの掲示依頼を行い、出入り関係業者、現場作業員まで大型車通行適正化の重要性を周知する。
- ▶ 都県・政令市及び高速道路会社への拡大を検討する。

令和3年度実施済

今年度実施予定

東京国道事務所
工事安全対策協議会

千葉国道事務所
工事等安全対策協議会

横浜国道事務所
工事安全対策協議会

大宮国道事務所
工事安全対策協議会

都県・政令市及び
高速道路会社
工事安全対策協議会



工事現場をはじめ工事業者の支店、営業所等で展開



委員の皆さまへのお願い

- 昨年度に引き続き、チラシ及びポスターの設置・掲示の御協力をお願いします。
(デザインを更新し、ポスターはB2サイズの印刷版を配布する予定です。)
- デジタルサイネージでの掲示につきましても、可能な限りご協力をお願いします。
- 集中期間(適正化推進月間及び重点広報期間)終了後、設置状況(写真)やチラシの配布数の調査に御協力ください。



【R3年度ポスター】⇒R4年度更新予定



過年度のチラシ・ポスター展開例

